日宗連通信

令和８年７月30日
編集発行
（公財）日本宗教連盟
東京都港区芝公園4-7-4
明照会館内
Tel.03-3432-2807
Fax.03-3432-2800

教派神道連合会
全日本仏教会
日本キリスト教連合会
神社本庁
新日本宗教団体連合会

公益財団法人日本宗教連盟 創立八十周年記念式典 報告



式典写真提供　全日本仏教会、新日本宗教団体連合会

記念式典「理事長挨拶」

令和七年度理事長　日谷照應



本日は、文部科学大臣 松本洋平様をはじめ、ご来賓、関係各位には、公私ともにお忙しいなか、日本宗教連盟 創立八十周年記念式典にご参列を賜り、まことに有難うございます。併せて、皆さまには、日頃より当連盟の諸活動に格別のお力添えを賜っておりますこと、ありがたく厚くお礼申しあげます。

日本宗教連盟は、昭和二十一（一九四六）年六月二日に創立されました。爾来、信教の自由の尊重と擁護および政教分離の原則のもとに、宗教文化の振興を図り、道義に基づく豊かな社会の形成に寄与し、もって世界平和の確立に貢献することを目的として活動して参りました。

皆様にはご高承のとおり、当連盟は、教派神道連合会、全日本仏教会、日本キリスト教連合会、神社本庁、新日本宗教団体連合会の五つの団体の相互の協調によって事業を行う、わが国宗教界を代表する連合体であります。これは、世界でも類がない平和の象徴といえるのではないでしょうか。悲しいことに、世界では宗教の違いが争いの根本要因となってきた歴史は否めません。しかし、さまざまな宗教各派が、それぞれの教えを守りつつ、互いに尊重し、話し合い、協力しあえるということを、当連盟は実践してまいりました。

現代社会は、少子化、超高齢化による問題に直面しています。また、大規模災害が地域コミュニティや社寺教会に与える影響は非常に大きい。私は能登半島の寺院住職を務めた経験から、災害がきっかけとなり過疎化が進み、社寺教会等の信仰に基づく共同体の存続が危ぶまれる、または、社寺教会が活動できない状態に陥ることが、現に起きつつあると感じています。

八十周年の節目の歳にあたり、当連盟はこれらの問題に注力しつつ思いを新たに、常に将来展望と課題を持って事業を展開して参りたいと存じます。

つきましては、本日この場にご参集の皆さまには、忌憚のないご意見をお寄せいただきつつ、今後の当連盟の事業活動に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、式典挨拶とさせていただきます。

（全日本仏教会第三十六期理事長）

＊　＊　＊

日本宗教連盟は、令和八（二〇二六）年六月二日に創立八十周年を迎えた。この記念すべき日を迎え、六月二十二日午後一時より「創立八十周年記念式典」を開催、会場は新宗連会館にほど近い国立オリンピック記念青少年総合センター・国際交流棟「レセプションホール」（東京都渋谷区）とした。





（上）平和の祈り
（下）感謝状贈呈
（代表芳村元理事）

当日の主な来賓には、松本洋平文部科学大臣、協賛五団体と関係のある衆参両議員をはじめとして、省庁関係では、小林万里子文化庁次長、前田幸宣宗務課長、内閣府防災担当避難支援担当参事官ほか、設立時に当連盟と深くかかわりがあった世界宗教者平和会議日本委員会から戸松義晴理事長、全国教誨師連盟から竹岡郁雄理事長代理の嵩海史副理事長に参列いただいた。また、西出勇志共同通信社編集委員兼論説委員、並びに、埼玉県宗教連盟理事長、石川県宗教連盟副理事長、大阪府宗教連盟、東京都宗教連盟関係者や協賛五団体の役職員、及び、同各加盟団体代表者等の百七十名余が参列した。

式典では、来賓祝辞のほか、近年退任した役員等への感謝状の贈呈を行い、創立八十周年を迎えて、黒﨑浩行理事が「提言」を発表した。

式典に引き続き、壇上では裏千家社中による呈茶が立礼式で行われ、式典に花を添えた。

なお、「日本宗教連盟創立八十周年記念事業」は宗教文化振興事業として令和七年度よりプレ事業を実施している。

以下、当日の次第と来賓祝辞、提言を紹介する。

【創立八十周年記念式典 及び 呈茶】

日時　令和八（二〇二六）年六月二十二日（月）
　午後一時～　記念式典
　一時三十分～　呈茶
会場　国立オリンピック記念青少年総合センター
　国際交流棟レセプションホール
　東京都渋谷区神園町三―一

―次　第（敬称略）―

記念式典　（司会　事務局長 和田学英）
・開会の辞　理　事　田中　恆清
・平和の祈り（黙祷）　理　事　石倉　寿一
・主催者挨拶　理事長　日谷　照應
・来賓祝辞　文部科学大臣　松本　洋平
　WCRP日本委員会理事長　戸松　義晴
　全国教誨師連盟理事長（代理）嵩　海史
・感謝状贈呈　日本宗教連盟功労者
　令和二年度以降退任、五団体順（二十一名）

【元理事】
芳村正德（教派連）　釜田隆文（全仏）
戸松義晴（全仏）　里雄康意（全仏）
池田行信（全仏）　石橋秀雄（日キ連）
大柴譲治（日キ連）　土屋潔（日キ連）
岡田光央（新宗連）　村上興匡（学識者）

【元監事】
伊久强義（教派連）　三吉廣明（全仏）
久保公平（日キ連）　矢萩新一（日キ連）

【元幹事】
大木光雄（教派連）　木全和博（全仏）
尾井貴童（全仏）　道家紀一（日キ連）
川口薫（日キ連）　本田勝宏（日キ連）
佐原透修（新宗連）

・提　言　理　事　黒﨑　浩行
・閉会の辞　理　事　宍野　史生
呈　茶　（裏千家　椿社中・高野社中）

来賓祝辞

文部科学大臣　松本　洋平　様



公益財団法人日本宗教連盟創立八十周年に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

日本宗教連盟は、昭和二十一年六月二日に設立されて以来、八十年の長きにわたり、信教の自由と政教分離の精神の下に、神道、仏教、キリスト教などの各団体がそれぞれの教義を超えて、相互に緊密に連携しながら、宗教文化の振興を図り、世界平和の確立に貢献する活動を活発に続けてこられました。

本日お集まりの皆様方をはじめ、全国の関係者の計り知れない御苦労があったのではないかと拝察いたします。

とりわけ、ここ十年においては、新型コロナウイルスの感染拡大時における各宗教施設の感染症防止対策の促進、災害時の防災・復興に向けた地域社会との連携による共助の取組、更には、宗教法人格の不正利用の防止に向けた実態調査や広報など、公益に資する宗教法人として

の適正な運営の確保に向けた活動を、精力的に推進されていると承知しております。

自主、自律の宗教界にあって、宗教団体自らが結成し、相互の理解を深めつつ、協力して活動を展開していくという日本宗教連盟の役割は、多くの方の心の平穏や精神的安定をもたらす存在として、今後ますます、重要なものとなっていくと存じます。

宗務行政を担当しております文部科学省といたしましても、今後とも皆様方の活動に大きな期待を寄せるものであります。

結びに、公益財団法人日本宗教連盟の今後の御発展と、御列席の皆様方の御健勝・御活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

公益財団法人
世界宗教者平和会議（ＷＣＲＰ）日本委員会
理事長　戸松　義晴　様



本日国立オリンピック記念青少年総合センターにおきまして、公益財団法人日本宗教連盟創立八十周年記念式典がかくも盛大に開催されますこと、心よりお祝い申し上げます。

日本宗教連盟は一九四六年六月二日に、宗教文化の振興をとおして心豊かな社会の形成をめざし、さらには世界平和へ貢献することを目的として設立されたと伺っています。

世界宗教者平和会議は、日本宗教連盟の国際委員会を母体として一九七二年に設立されました。諸宗教間の対話と相互理解を通じ、世界平和の確立と文化の向上を目指す国際ＮＧＯでございます。

ＷＣＲＰは日本宗教連盟での諸宗教の教義、信仰の違いを超えて協力して活動してきた経験により誕生いたしました。日本宗教連盟は日本文化の根幹であります和の精神を具現化された貴重な存在であります。

公益法人とされ、不活動宗教法人の悪用防止、災害時における宗教施設の提供など宗教者自ら取り組む姿勢を示されておられることに敬意を払うものであります。

この八十周年を契機とし、さらなる宗教文化の振興と安心と笑顔で人々が生活できる社会の実現に向けて尽力されることを期待いたしましてお祝いの言葉といたしたいと存じます。

本日は誠におめでとうございます。

公益財団法人全国教誨師連盟
理事長　竹岡　郁雄　様
代理代読　副理事長　嵩　海史　様



このたび公益財団法人日本宗教連盟が、創立八十周年を迎えられましたことに、心からお祝いを申し上げます。

日本宗教連盟は、昭和二十一年六月に設立し、現在は教派神道連合会、公益財団法人全日本仏教会、日本キリスト教連合会、神社本庁、公益財団法人新日本宗教団体連合会及びその他の団体との親密な提携によって、日本国憲法が規定する信教の自由と政教分離の精神のもとに、宗教文化の振興を図り、道義に基づく豊かな社会の形成に寄与し、もって世界平和の確立に貢献することを目的として、事業を展開されています。

私ども全国教誨師連盟は、神仏基の各教宗派の宗教家が教誨師として矯正施設の被収容者にそれぞれの教義に基づき、改善更生と社会復帰のための指導助言を行っておりますが、現在の教誨師連盟の体制になりましたのは終戦後でありまして、その歴史をさかのぼってみますと昭和二十二年に日本宗教連盟本部内に宗教教誨中央委員会を設置して、神仏基の各教宗派の宗教家の中から教誨師を推薦していただいたことにはじまり、現在は毎年当連盟の宗教教誨功労者に対する表彰を継続して実施していただいておるところであり、教誨師の大きな励みともなっているなど当連盟の運営にとりましては、極めて多大なご指導とご支援を賜っているところでございます。

また、全国教誨師連盟の会員が活動いたしております、矯正施設の現状を見ますと、明治四十年刑法が制定されて以来、初めて刑罰が改正されました。

作業が義務付けられていた懲役刑と禁錮刑が統一され、作業を義務付けていない拘禁刑になりました。世間では「懲らしめ」から「更生」に変更したといわれていますが、教誨師の使命や目的は何も変わっておりません。教誨活動をますます活発に行わなければならない時代が到来したと考えております。

最後になりましたが、ここに改めて日本宗教連盟はじめ協賛五団体の方々に敬意を表するとともに、益々の興隆、充実につながる有意義な契機となることを願い、崇高な目的に向かって邁進されますようお念じ申し上げまして、創立八十周年の祝辞といたします。

日本宗教連盟　提言

公益財団法人日本宗教連盟
理事　黒﨑　浩行

公益財団法人日本宗教連盟は、定款第三条において、「この法人は、教派神道連合会、全日本仏教会、日本キリスト教連合会、神社本庁、新日本宗教団体連合会及びその他の団体との緊密な提携によって、日本国憲法が規定する信教の自由の尊重と擁護及び政教分離の原則のもとに、宗教文化の振興を図り、道義に基づく豊かな社会の形成に寄与し、もって世界平和の確立に貢献することを目的とする。」と、その設立目的を掲げています。

文化庁宗務課による『宗教年鑑　令和七年版』によると、令和六年末時点で、日本では十七万八千百五十の単位宗教法人が存在しています。一方、文化庁宗務課の「不活動宗教法人の状況等に関する調査」によると、同じく令和六年末時点で五千十九法人が不活動宗教法人として確認されています。

その背景に、日本の人口減少があることは明らかでしょう。十二年前になりますが、日本創成会議が発表したいわゆる「増田レポート」により、「地方消滅」・「消滅可能性自治体」が大きな話題となりました。それを受けて、当時日本宗教連盟の理事でもあった石井研士先生が、「消滅可能性自治体」に所在する宗教法人が宗教法人数全体の三五・六％に及ぶことを明らかにし、こうした宗教法人を「限界宗教法人」と名づけて、警鐘を鳴らしました。



人口減少への対応に加え、日本各地で多発している大規模災害への対応もまた、社会の持続可能性にとって重要です。

平成二十三年三月十一日に起こった東日本大震災での経験をひとつの転機として、地方自治体と宗教施設との災害時協力が進展しています。令和七年六月二十日に、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）から各都道府県消防防災主管課に対し、「宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討のお願い」と題する事務連絡が発せられました。発災当初、地域住民の避難所となった宗教施設に対して自治体のサポートが円滑になされなかったという話は、東日本大震災の被災地で私自身も聞いたことがあります。この事務連絡では、「避難所の設置等に関する経費（建物の使用謝金等）は、災害救助法の支弁の対象になりえる」と明言し、対応の可否についての曖昧さを払拭するものとなっています。

日本の宗教法人制度は、憲法に定める信教の自由の尊重、政教分離原則にもとづき、宗教団体の自律・自治を何よりも重んじたものになっています。一方で、人口減少や大規模災害の多発といった、宗教団体も例外なく脆弱な状況に置かれるようになっている社会環境の変化があります。そのような中、ただ淘汰と格差拡大にまかせるのでなく、宗教文化が人々に救いや安心をもたらすという、その公共的な価値を発揮するために、宗教団体と自治体行政や地域の市民活動を含むさまざまなアクターとの適切な提携、連携が、今後さらに必要になってくるものと思われます。そのための調査研究と普及啓発活動が、日本宗教連盟に課されていると認識し、そのことをもって提言に代えさせていただきます。



裏千家　椿社中・髙野社中による呈茶
（左）椿邦司社中による説明













宗教法人と地方自治体の災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について

○内閣府特命担当大臣と日本宗教連盟による意見交換を実施

日本宗教連盟の石倉寿一令和六年度理事長及び役員等は、令和七（二〇二五）年五月十三日に衆議院第二議員会館内において、坂井学内閣府特命担当大臣（防災担当）と面談。稲場圭信大阪大学大学院教授が同行した。会談では、宗教施設の災害時協力の現状と今後の貢献に関する情報提供を行った。また、同日に石破茂総理大臣との面会を行った旨を報告。宗教界で進める防災・減災の取り組みについて意見交換を行った。



内閣府特命担当大臣と日本宗教連盟による意見交換
坂井学内閣府特命担当大臣（前列中央）と石倉寿一日本宗教連盟理事長（前列中央の左側）令和7（2025）年5月13日・衆議院第二議員会館11階1119号室

なお、東京都宗教連盟の佐原透修理事長、及び、関係者も同席しており、同年四月二十八日に、東京都宗教連盟は東京都と「東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定書」を締結して、神社や寺院などの宗教施設を避難施設として活用するなど、都内の宗教法人施設において災害支援体制を強化することを確認した旨を報告した。

＜情報提供＞　東京都と東京都宗教連盟による「東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定書」締結について

令和七年四月二十八日、東京都と東京都宗教連盟は協定書を締結し、神社や寺院などの宗教施設を避難施設にするなど、都内の宗教法人施設において災害支援体制を強化することを確認した。都道府県と宗教法人の連合組織との間で災害時支援の包括協定を結ぶのは全国初となる。

【ご挨拶】

東京都宗教連盟　理事長　佐原透修

東京都宗教連盟は、東京都内の神社、寺院、教会、教会所、約四千法人が加盟しています。全国組織としては、公益財団法人日本宗教連盟が教派神道連合会、全日本仏教会、日本キリスト教連合会、神社本庁、新日本宗教団体連合会、関連団体を中心に加盟法人は十六万法人になります。

わが国は昔から様々な自然災害に見舞われ、大勢の被災者が発生しています。そういう中で、神社やお寺の施設は常に被災された方々を受け入れ救済して参りました。

これまで、他県での災害でも様々に宗教施設は救援活動に協力しています。

東京では百年前の関東大震災において、芝・増上寺で本堂はじめ境内に仮設住宅を設け二百世帯の罹災者を収容しました。

今般、首都直下型地震の危険性が危惧されています。自然災害を回避する事は困難ですが、万が一にも災害が発生したとき私たちは速やかに救援活動を行う覚悟です。

この度の協定により一時避難施設の設置、のみならず、井戸水や緊急車両の駐車スペースの提供など、宗教施設が可能なあらゆる救援活動を迅速に開始するためにも、東京都と施設情報を共有し、日頃から対策を協議することが最重要と存じています。知事には深いご理解をいただいており、二〇一七年に東京都及び東京都宗教連盟の防災対策連絡会を設け様々に協議してまいりました。そして、この度の協定を基にさらに努力を傾注いたします。



協定書の手交

令和８年熊本地震のお見舞い

2026（令和８）年７月28日に発生した令和８年熊本地震の犠牲となられた皆さまに対しまして深く哀悼の意を表しますと共に、罹災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。余震が続くなか、ライフラインにも多大な被害が出ており、不安のなかにおられる方々の気持ちはいかばかりかと存じます。行方不明の方々がご無事であることを願っております。日本宗教連盟の関係諸団体は、祈りと支援活動を開始しております。

2026（令和８）年７月30日
公益財団法人日本宗教連盟

○文化庁事務連絡「宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について」（令和七年十二月三日付）

文化庁宗務課から日本宗教連盟宛に令和七年十二月三日付け「宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について」事務連絡が届いた。

宗務課では、令和七年度から八年度にかけて「宗教法人等の運営に係る調査」（委託業務）として「平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携に関する調査研究」が行われていること。また、令和七年六月二十日付けで内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付から宗務課宛に、「宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について（依頼）」が発出されていることから、当連盟に加盟する関係団体及び宗教法人宛てに同依頼内容の周知と、各自治体から相談が行われた場合は、当該自治体と連携するなど、必要に応じて適切な対応を依頼するものである。別添資料については一部抜粋して紹介する。

公益財団法人日本宗教連盟 御中

令和七年十二月三日・事務連絡
文化庁宗務課

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について

平素より宗務行政の適切な遂行に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、我が国では地震や風水害等が多発しており、各地に少なからぬ被害を生じさせているところ、宗教法人等においても、災害時に宗教施設を避難所として被災者に開放したり、非常用の食料を被災者に提供するなど、行政機関と協力して対応している事例が認められるところです。

これを踏まえ、当課の実施する令和七～八年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務において、別添一のとおり「平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携に関する調査研究」を行うこととといたしましたので、御連絡いたします。

また、そのような災害支援協定等の事例に関連しまして、本年六月二十日付けで内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難政策担当付）から当課当てに別添二のとおり事務連絡が発出されているところですので、貴法人におかれましては、これらの内容について貴法人に加盟する関係団体及び宗教法人宛てに改めて御周知いただくとともに、各自治体から相談が行われた場合は、当該自治体と連携するなど、必要に応じて適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

○別添一　令和七～八年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務 概要（文化庁宗務課資料）

○別添二　文化庁宗務課宛「宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について（依頼）」（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付発信、令和七年六月二十日　事務連絡）

別添一（抜粋）

令和七～八年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務 概要

―平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携に関する調査研究―

文化庁宗務課

一、目的

「宗教法人等の運営に係る調査」は、宗教法人法上の所轄庁において、執務に際して参考となる各種情報の収集を目的とした委託業務であり、平成二十四年度から実施している。

令和七年度から令和八年度までの二か年は、「平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携に関する調査研究」を課題として、参考となる国内外の事例を収集して、報告書の作成及び公表を行うものである。

実施理由として、近年、我が国では地震や風水害等が多発しており、各地に少なからぬ被害を生じさせている。宗教法人等においても、災害時に宗教施設を避難所として被災者に開放したり、非常用の食料を被災者に提供するなど、行政機関と協力して対応している事例が認められる。

ついては、行政機関と宗教団体の協力体制について情報を得ておくことで、所轄庁として円滑な宗務行政の推進に資することが期待される。

二、調査内容

諸事例及び関連資料等の収集、調査及び分析の結果検討、調査班会議の開催、原稿の作成等を行う。調査対象は、国内外を問わず、平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携について、参考となる最適事例を収集する。

三、実施方法

本調査を実施するために学識経験者に調査者として協力を求める。また、適宜に企画会議を開催し、具体的な調査方法、調査事項の検討、実地調査及び関係者からのヒアリング等、所要の事項について協力を求める。

別添二

文化庁宗務課　御中

令和七年六月二十日・事務連絡
内閣府政策統括官（防災担当）
付参事官（避難生活担当）付

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について（依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、

厚く御礼申し上げます。
　内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成二十五年八月（令和六年十二月改定）内閣府（防災担当））において、指定避難所等について平時から事前に必要数を確保しておくことを各自治体に求めているところです。
　この度、指定避難所の量的な確保を図る観点から、災害時には宗教法人と連携して被災者を支援することや、避難所の確保において宗教施設等の活用を検討し、必要に応じて宗教法人に相談することについて事務連絡（別添）を各都道府県消防防災主管課あてに発出したところです。
　ついては、貴課におかれましては、避難所の確保において宗教施設等を活用することについて、今後、宗教法人に対して各自治体から相談が行われる可能性がある旨の周知とともに、都道府県宗教法人事務担当課あてにもその旨周知方よろしくお願い申し上げます。

〈別添〉
各都道府県消防防災主管課　御中

令和七年六月二十日・事務連絡
内閣府政策統括官（防災担当）
付参事官（避難生活担当）付

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討のお願い

　平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
　内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成二十五年八月（令和六年十二月改定）内閣府（防災担当））等を定め、適切な避難所運営を行っていただくようお願いしているところです。
　災害が発生した場合においては必要な避難所を確保することになりますが、大規模災害を想定すると、現行の指定避難所等だけでは想定避難者数に対応できない場合も生じます。上記取組指針においても、「平時から想定避難者数に対応するために、指定避難所や協定・届出避難所を増やすこと、ホテル・旅館等への避難の準備を進めること等を進めておき、スフィア基準に沿って、一人当たり最低三・五㎡の居住スペースとなるようにすること。」とされています。
　そのため、貴都道府県においては、災害時の避難所の確保に向け、下記一について対応いただくとともに、下記一、二について管内市町村に対して依頼いただくようお願いします。
　なお、災害救助法が適用された場合は、災害救助事務取扱要領に則り、避難所の設置等に要する経費（建物の使用謝金等）は、災害救助法の支弁の対象になりえることを申し添えます（別添参照）。

記

一、都道府県・各市町村においては、災害時に宗教法人と連携して被災者を支援することが考えられ、必要に応じて、事前に災害時支援協定を締結することを検討すること。
二、各市町村においては、想定避難者数に対応するように避難所を確保いただく中で、必要に応じて、事前に宗教法人に相談し、当該宗教施設等を活用することを検討すること。

【参考】令和四年四月十五日 衆議院 文部科学委員会 答弁（抜粋）
○城井委員
　特定宗派にとらわれず、災害時における行政と宗教施設の連携強化を求める声が大きくなっています。今後の地震や風水害を想定し、避難所機能を備えた民間施設としての宗教施設で防災・減災に限定した取組支援を行えるよう、行政で一定の協力を後押しすべきではないか。
　実際のところ、憲法二十条や八十九条にある政教分離を踏まえますと、宗教施設への直接的な公的資金の投入は難しいと考えます。一方、社会貢献を行う民間施設、これがたまたま宗教施設だった場合、この民間施設が提供する一時避難所等の支援物資提供やあるいは医師等の派遣などでありましたら、国や自治体が防災対策の一環として取り組むことは可能だし、やるべきだと考えます。
○末松文部科学大臣
　お尋ねの宗教団体への支援につきましては、憲法第二十条は、国が宗教団体に対して特権を付与することを禁止しておりまして、一般に、国が宗教団体に対して、宗教団体であることを理由として財政支援を行うことはできないものと承知はいたしております。日本国憲法第二十条一項ですね。一方、一定の条件を満たす団体一般への利益の付与であって、その中に宗教団体が含まれる場合には、同条の禁止する宗教団体への特権の付与に当たらないと解されると理解をいたしております。
　このため、宗教団体につきましては、防災施策の一環として指定避難所となっているなど、一定の条件を満たす施設への支援を行う中に宗教施設を含まれる形であれば、国が支援を行うことは可能であると考えております。
○小寺内閣府大臣政務官
　災害救助法が適用された自治体に対しては、避難所における食糧、飲料等の費用について国庫負担の対象としております。

○日本宗教連盟は都道府県防災担当対象にアンケート調査を実施

　文化庁の十二月三日付事務連絡を受けた当連盟は、これまでも宗教界における災害時の取り組みなど調査研究を進めていることから、各都道府県の状況を確認しながら調査研究をすすめることを理事会（令和七年度第三回理事会・令和八年一月十九日）で確認した。また、創立八

十周年記念事業の一環として、改めて宗教法人や宗教施設での防災減災の取り組みを推進するために、同内閣府・防災担当の周知文について、都道府県がどのように対応しているのか、当連盟は現状把握を目的としたアンケートを実施した。アンケートは令和八年二月九日に各都道府県消防防災主管課担当へ郵送した。

アンケート回答を見ると、各都道府県防災担当から、それぞれ市区町村へと内閣府の周知はなされていることが確認できた。なお、災害時支援協定は、実際に地方自治体が地域の各種法人等と締結するものであり、先に紹介した東京都と東京都宗教連盟との包括協定のように、道府県単位で総括的な協定を結ぶことは容易でない状況であることが見えてきた。

日本宗教連盟アンケート

各都道府県消防防災主管課（防災担当）　御中

令和八年二月九日
日宗連理発七第五十号
公益財団法人日本宗教連盟
理事長　日谷 照應

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について進捗状況のお伺い

拝啓　時下ますますご清栄のことと存じます。各自治体におかれましては、国民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりに日々取り組まれておりますこと、深く感謝申し上げます。

日本宗教連盟は、教派神道連合会・（公財）全日本仏教会・日本キリスト教連合会・（宗）神社本庁・（公財）新日本宗教団体連合会の５団体で結成された、日本唯一の宗教界を代表する団体として、宗教文化の振興を図り、道義に基づく豊かな社会の形成に寄与することを目的とする公益法人です。

さて、令和七年六月二十日付けで、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難政策担当）付より、各都道府県消防防災主管課宛に、「宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討のお願い」が事務連絡として通知されていると存じます。

その後、各都道府県におかれましては、地域の宗教法人等と災害時支援協定や宗教法人施設の活用を検討することについて、各自治体に周知されていることと思います。

また、日本宗教連盟では、令和七年十二月三日付けで文化庁宗務課より「貴法人におかれましては、これらの内容について貴法人に加盟する関係団体及び宗教法人宛に改めて御周知いただくとともに、各自治体から相談が行われた場合は、当該自治体と連携するなど、必要に応じて適切にご対応いただきますようお願い申し上げます」（抜粋）等の事務連絡を受けています。

日本宗教連盟といたしましては各都道府県と「宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について」進捗状況の把握をいたしたいと考えています。

つきましては、お忙しいところまことに恐縮でございますが、どのような文書書式でも結構ですので、各都道府県における宗教施設等との災害時の支援に関する協力協定等の進捗状況を提供いただきたく、下記の要領で日本宗教連盟宛にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

突然の手紙で申し訳ございませんが、重ねてお願いいたします。

敬具

追伸、東京都と東京都宗教連盟は令和七年四月二十八日に「東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定」を結んでおります。さらに石川県と石川県宗教連盟は協定締結に向かって打合せをしております。

記

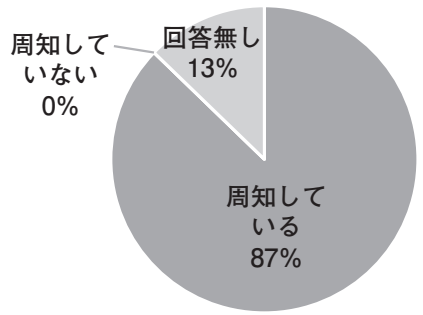
一、お伺いする内容
　各都道府県における宗教施設等との災害時の支援に関する協力協定等の進捗状況について
二、情報提供・連絡先
　公益財団法人日本宗教連盟
　住所　東京都港区芝公園四―七―四
　明照会館内（事務局宛）
三、期日　令和八年三月二日迄
四、参考添付
　文化庁　令和七年十二月三日付け事務連絡
以上

日本宗教連盟・アンケート設問と回答

アンケート実施　令和八年二月九日　郵送
回答期限　同年三月二日
調査対象　四十七都道府県
　各都道府県消防防災主管課防災担当）
回答方法　Ｅメール、又は、ＦＡＸ
回答数　四十一件（未回収六件）　八七・二％

（1）令和七年六月二十日付け事務連絡「宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討のお願い」について、各都道府県消防防災主管課から各自治体へ周知されていますか。

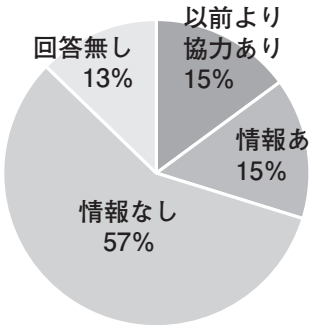
設問1　内閣府事務連絡を各自治体へ周知したか％（未回答含む）



↑内閣府事務連絡が届いた一週間以内には都道府県から各自治体（市区町村）へ周知されている

（２）各自治体で「宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について」話し合いが行われている等の情報が寄せられていますか。

設問2　各自治体で宗教施設等活用の検討について話し合いが行われるなど情報が寄せられているか％（未回答含む）



↑各都道府県防災担当の30％には、自治体と宗教法人との災害時協定の検討等の情報が入っている

＜回答コメントより抜粋して紹介＞
※一部は県名を明記しています。

▽市町村において、災害時の避難車両の受け入れ及び避難者の安全確保を目的に、宗教法人と宗教施設の提供に関する協定を結んでいる事例があります。

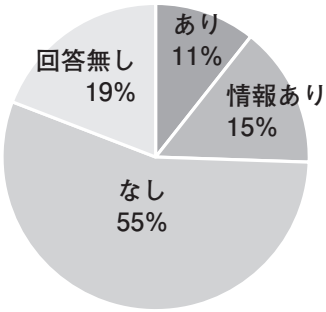
▽各市町村におきましては、これまで宗教法人との災害時の活用に係る協定が締結されています。協定の内容には、宗教施設の避難場所としての活用をはじめ、被災者の支援、福祉避難所の指定、指定緊急避難場所の指定などがあります。新たな話し合いが進められている情報は今のところ寄せられていません。指定避難所に指定されている宗教施設は複数存在しているものの、現時点で協定の締結等、宗教施設の活用に関する情報は寄せられておりません。

▽令和七年六月二十日付け事務連絡発出前ではあるが、一部自治体で宗教施設等が指定避難所として指定されている。その他、県への情報は寄せられていない。

▽白山市が、白山比咩神社と「災害時における施設使用及び物資提供に関する協定」を締結した事例があります（平成二十九年七月五日）。また、珠洲市や穴水町、能登町において、宗教施設を津波や洪水等からの緊急避難場所として指定しています。（石川県）

（３）各都道府県において、宗教施設等での帰宅困難者の一時受け入れや緊急車両の駐車スペースの提供、井戸の提供等々の包括的な災害時支援協定等の対応等の検討など、災害時支援の協定など、宗教法人等（各地宗教連盟や地域の仏教会、神社庁等）と話し合いが行われている等があれば、情報提供いただけますと幸いです。

設問3　各都道府県で宗教施設等での帰宅困難者受け入れ等の話し合いが行われているかの情報提供％（未回答含む）



↑各都道府県と宗教施設等とのあいだで帰宅困難者等の受け入れの検討事例は自治体の事例より少ない

▽災害時における宗教施設の活用に向け、石川県宗教連盟と検討会を開催し、意見交換を行っています。（石川県）

▽令和三年十一月二十五日に島根県仏教会と災害時協力協定を締結しており、災害時等には同会員寺院の所有する施設を、周辺住民の避難場所や災害ボランティアの活動支援拠点として使用することについて、定めている（島根県）

▽令和七年四月に東京都と東京都宗教連盟で「東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定」を締結しました。本協定は、一時滞在施設、災害時帰宅ステーション及び避難所等として発災時に防災協力が可能な施設の情報共有を図ること等を目的としています。

令和七年七月に東京都宗教連盟に対する防災関係事業説明会を実施し、一斉帰宅抑制、災害時給水ステーション、避難所等について、事業の概要と協力いただきたい点を説明した。（東京都）

▽富山県では、災害時に給水場として活用できる防災井戸や湧き水を、県デジタル防災マップ（地図上に特定の井戸情報等をプロットしたもの）で公開して、平時から住民に情報提供を行っている。公開している防災井戸等は、施設管理者から公開の同意が得られたものから順次公開している。富山県内には、宗教施設が管理する防災井戸や湧き水が多数あるので、県デジタルマップの公開の協力を要請できないか検討しているところ。（富山県）

▽本県では、令和七年七月、一般社団法人四国八十八ヶ所霊場会阿波部会との間で「災害時における被災者支援等に関する協定」を締結した。本協定に基づき、緊急避難場所や避難所の提供、備蓄倉庫の設置、被災者の受入支援、平時からの災害関連情報の提供等について、可能な範囲で協力を得ることとしている。

協定締結後、各寺院、県、市町村の窓口担当者の連絡先を整理、共有するとともに、「Safety tips」（外国人向け防災情報提供アプリ）や「県公式ＬＩＮＥ」（最新の防災情報を発信）のパンフレットを各寺院に配布し、掲示を依頼した。（徳島県）

なお、参考として次のコメントも紹介する。

▽宗教施設及び宗教法人等との話し合いが行われている等の事例は承知していない。なお、墓地、納骨堂及び合祀施設の経営及び管理に関する事業並びに有縁無縁仏の永代供養に関する事業を実施する公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会が津波時における一時避難場所に関し、沖縄市と協定を締結した例があることは報道により承知している。（沖縄県）

▽本県には、東京都宗教連盟や石川県宗教連盟のような宗教法人を統括する合議体的組織が存在しないため、県として一括して協定締結することが難しく、個別に各宗教法人との協定締結が必要となることから、市町村に対し協定締結について通知している。

（以上、文責事務局）

第七十六回社会を明るくする運動

〈第七十六回コンセプト〉
更生保護ボランティアに対する国民の認知度を向上させ、誰もが〝あたりまえ〟に更生保護を知る社会の実現へ

本運動についてもっと知りたい方はこちら
（社明運動ウェブサイト）→



予算・税制等に関する政策懇談会において、政府与党自由民主党に要望を提出

政府与党である自由民主党は、各種団体より令和八年度の予算、税制、一般政策に関する要望を聴取し、意見交換を行うとして、当連盟に対して要望書提出の要請があった。令和七年十一月十八日、自由民主党本部において、理事、委員長、事務局長が出席して意見を述べ、令和六年能登半島地震災害に関する復興基金について、意見交換を行った

以下「要望」を掲載する。

「予算・税制・一般政策」に関する要望

一、令和六年能登半島地震、及び、奥能登豪雨による災害の復興再建においては、地域に暮らす人々の生活を重視した長期にわたる支援を切望するとともに、将来の災害時における「各種行政手続申請」の支援費用として、復興基金の積極的活用を要望します。

○石川県では、今般の能登半島地震や豪雨災害について、復興基金を基に被災者・被災法人に対する様々な支援メニューが創設されておりますが、現在、復興公営住宅の計画も始まったばかりであり、未だ震災の影響から回復していない被災者も多くおられます。能登地域に暮らす人々の生活を重視した支援が今後も継続して行われますよう切望します。

○また、宗教法人を含む公共・公益法人等に係る指定寄附金制度（令和六年五月二十七日財務省告示第百四十四号）は、当該地震により甚大な被害を受けた被災社寺等にとって、復興に向けた大きな希望になるものと存じます。

○しかし、その後の奥能登豪雨災害による二重被災などもあり、被災社寺等の再建のために指定寄附金の申請を行うとしても、煩雑な申請書類の作成や所轄庁との調整など当該申請手続きを行うことは困難を極めるものと危惧しております。

○この点、災害時における各種申請に際して、各県の行政書士会等の協力・支援を得られるのであれば、宗教法人関係者だけではなく、当該地震により被災された多数の住民や他の法人関係者にも心強い支援になり、宗教法人等についても、指定寄附金制度の利用が進み、被災社寺等、宗教施設の復興の加速化につながっていくものと考えます。

○地域コミュニティ再生の観点から、また、復興の加速化を図るためには、今後の災害対応としても、被災者・被災法人が行う「各種行政手続申請」の手続きに係る支援の費用として、復興基金を活用できるように各都道府県への働きかけを切望します。

二、災害対応、防災・減災対策など、宗教法人が行う社会に貢献する活動に対し、「政教分離」の偏った解釈による不合理な課税等が行われないことを切望します。

○文化庁宗務課による令和三年一月二十五日付け事務連絡「宗教法人が行う社会貢献活動について（情報提供）」で、宗教法人が広く不特定多数の市民を支援、救済するなど、公益事業として社会に貢献する活動を行う場合、それが地域社会のニーズを満たし、必要不可欠との社会通念を踏まえており、かつ、宗教法人側でも、その活動が教義・教憲、実践綱領等に基づくものであると明確に説明、判断できる場合は、「宗教活動」であると整理することが可能となりました。

○近年、大規模災害時には、社寺仏閣・教会等、法人の大小にかかわらず、共助の担い手として、宗教法人施設で被災者を受け入れ、宗派を超えて救援活動や支援活動を行うなど、宗教施設が

果たす役割は大きいものがあり、そのため区市町村等と宗教法人との災害協定が結ばれてきています。

〈具体的に〉

▼災害時に境内地や本殿・本堂・教会・参集所・庫裏等を一時避難施設として開放する。
▼境内での緊急車両の駐車スペースを提供する
▼遺体安置
▼井戸水の無償による共用
▼災害備蓄品など災害時に役立つものの保管、など。

○令和七年四月二十八日には、東京都と東京都宗教連盟の間で防災力の向上のための連携協力に関する協定が締結されています。

○ついては、上記事務連絡を踏まえ、今後も宗教法人が行う災害対策や地域支援などの社会に貢献する活動については「政教分離」の偏った解釈による不合理な課税等が行われないよう切望いたします。

三、信仰・宗教に関連した文化財の保護について引き続き積極的な支援を要望します。

○宗教法人が所有者・管理者となっている国宝・重要文化財は多数あり、全体の約六〇％近くを占めています。（平成二十九年五月一日現在・「文化財に関する基礎資料」文化庁平成二十九年十一月より引用）

【宗教法人が所有者・管理団体である重要文化財の割合】

◆建造物　六六％
一、六二八件（宗教法人）／二、四六五件（全体）
◆美術工芸品　五六％
六、〇五五件（宗教法人）／一〇、六五四件（全体）

○社寺等では建造物や絵画彫刻等の修理や補修を行うことが厳しい小規模な法人が多く、貴重な文化財や今後文化財に指定される可能性のあるものを後世に継承するために、継続的、安定的な支援が必要です。

○また、信仰文化や信仰より生じた風俗習慣や民俗文化財についても、伝承者の養成や保存施設の整備に支援を行うべきで、いずれも、憲法第二十条及び第八十九条のいわゆる宗教条項の偏った運用がないように強く求めます。

○平成三十一年四月に創設された文化財保存活用地域計画によって、地域の実態に合わせた文化財の多様な保存・活用の仕組が整備されてきていますが、地方公共団体が計画を策定・変更するにあたって組織する協議会へは、宗教法人等の文化財所有者の積極的な参加を一層働きかける必要があります。

○更に、近年のオーバーツーリズムは社会問題になっていることから、社寺仏閣・教会等も観光資源として、地域との協働が重要であり、信仰に根差した文化を「保存・継承」するために、施設や文化財の保存活用に対して、国際観光旅客税の引き続きの活用や、観光庁による「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」のより柔軟な運用など、積極的な支援がなされますよう引き続き要望します。

四、税制に関し、宗教法人に対する公益法人税制の適用が維持されるよう要望します。

○各々の宗教法人は、憲法二十条に定める信教の自由を尊重し、教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成するという目的を通じて人々の心・精神を安定させ、あるいは文化の向上を図っています。また、全国の神社、仏閣、教会等では、宗教活動のほかにも地域の伝統文化の継承やコミュニティとして、また震災時における避難所設置や防災活動など、様々に地域の人々と力を合わせて日々活動に尽力しています。それ故、その活動に公益性が認められ、公益法人税制の適用を受けています。

○一方、全国に約十八万ある宗教法人の内、年間の収入が五百万円未満の法人は七二・二％（文化庁宗務課『宗教法人の行う事業に関する調査報告書』令和六年一月より）、従事者三名以内で運営する法人はおよそ八〇％（文化庁宗務課『宗教関連統計に関する資料集』平成二十七年三月より）というように、小規模・零細な法人であることが実情です。収益事業を行っている法人にあっても、事業に係る収益は、宗教活動若しくは公益事業を支えるために使用し、営利を目的とするものではなく、法人税や固定資産税、消費税等については一般の法人と同様に納税の義務を負っています。

○当連盟でも、毎年、文化庁主催の宗教法人実務研修会に協力して宗教法人の公益性について講義を担当し、適切な法人運営を推進するよう普及啓発に努めておりますので、今後も各宗教法人が本来の宗教活動を活発に行えるよう、宗教法人に対する公益法人税制適用の維持を強く要望します。

五、公教育における宗教に関する教育の推進について要望します。

○「宗教知識教育」「宗教文化教育」は、未来を担う子どもたちの宗教的な感性や宗教的情操の基礎を涵養し、「いのちの尊厳」や「思いやりの心」を育むとともに、豊かな人間性の基盤を形成するのみならず、グローバル社会において多様な文化を理解し、協働する力を養うことで、文化や信仰におけるタブーや人権侵害の危険性を避けることにも繋がります。

○また、日本では宗教に対して「怖いもの」「危ないもの」「馴染みにくいもの」という感覚を持つ傾向がありますが、様々な宗教文化や宗教に関する歴史などを学ぶことで、宗教を客観的に見る力も備わるものと考えます。

○憲法と教育基本法（第十五条第二項）が禁止するところは、特定の宗教や一宗派のための宗教教育であって、中教審「答申」（平成十五年三月二十日付）の通り、公教育でも「宗教に関する知識、宗教の持つ意義を尊重することが重要」であります。引き続き「宗教知識教育」と「宗教文化教育」の更なる推進への協力を願います。

六、不活動宗教法人対策について、宗教界では対応しきれない事案への対応に引き続き協力を願います。

○不活動宗教法人対策として、文化庁宗務課長より「宗務行政の適正な遂行について（通知）」（令和五年三月三十一日付）が各都道府県宗教法人事務担当課長宛に発出されましたが、各社寺、教会が所属する包括宗教法人においても不活動対策を進めています。しかし、不活動の要因となる過疎化や少子高齢化、継承者不足等々の社会問題は宗教界のみで解決できるものではなく、人的にも経済的にも大変に厳しい現状があります。

○また、今般の「金融活動作業部会（Financial Action Task Force「ＦＡＴＦ（ファトフ）」）による令和三（二〇二一）年八月公表「第四次ＦＡＴＦ対日審査報告書」で、宗教法人を含む日本の非営利団体が、知らず知らずのうちにテロ資金供与に巻き込まれる可能性があると指摘しています。

○この指摘を踏まえて、財務省をはじめとした各省庁は対策を強化しており、文化庁では、いわゆる不活動宗教法人の放置や宗教法人の売買に類似した取引によって、宗教法人格が脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用されるおそれがあるとして、ホームページで注意喚起を行っています。

○日本宗教連盟と協賛五団体においても、税制優遇等を謳った宗教法人の売買に類似した行為や、Ｍ＆Ａなどの情報に注意喚起を行っていますが、不活動化した宗教法人は難しい問題を抱えていることが多く、対策には時間がかかります。

○土地や建物等の残余財産の引き取り手がない法人の解散にあたり、宗教法人法第五十条の三に定められた国庫への帰属が行われた事例（令和三年十月清算手続きの決了・島根県、浄土宗寺院「金皇寺」）はありましたが、不活動宗教法人の不正利用防止の観点から、宗教界では対応しきれない事案への対応について、引き続き協力を願います。

七、二〇二一年の東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会、二〇二五年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）等の経験から、国際会議やインバウンド対策として、宗教的配慮を要する外国人の受け入れ環境整備として、多宗教対応の礼拝施設の設置と多様な宗教文化の理解への対応を要望します。

○令和三年の「東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会」において、宗教界はＪＯＣや東京都と協力し、選手村に布教や伝導を目的としない多宗教センターを開設しました。これは、国際会議等において多宗教の礼拝施設設置が標準であることに由来しています。

○また、令和七（二〇二五）年の大阪・関西万博では、会場に祈祷室が設置されました。（静けさの森ゾーン休憩所一か所）

○国際会議の開催やインバウンド対策として、多様な宗教文化の理解を推進いただき、多宗教の礼拝施設の設置や宗教食の理解に資する対応がなされますよう引き続き要望します。

八、宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一協会）の被害者救済について。

○被害者を苦しめている実情には財産的被害と家庭の崩壊などの精神的被害があります。当連盟の構成団体である日本キリスト教連合会加盟教団では、これまで長い期間にわたって脱会者の辛い思いに寄り添う支援を行ってまいりました。私たち信仰者は、これからも被害者の心に寄り添ってまいります。

○所轄庁より解散請求がなされ、裁判は続いておりますが、被害者に寄り添うご対応を引き続きお願いします。

以上

世界平和統一家庭連合に関して

東京高等裁判所において、東京地方裁判所による解散命令決定を維持する決定がなされたことについて

令和八（二〇二六）年三月十七日
公益財団法人 日本宗教連盟

令和八年三月四日、東京高等裁判所では、世界平和統一家庭連合に対する解散命令を維持する決定を行いました。

本件に関する当連盟の基本的な考え方としては、令和七年三月二十五日に公表しているコメントの通りです。

申すまでもなく、「本来の活動を逸脱し、公共の福祉に反していると客観的に判断された宗教法人が、現行の民事手続きの中でその財務の透明化を図り、被害者救済に応えていくことは、社会的責務」であると考えており、今後、当該団体が清算手続等を通じて誠実に被害者の方々に向き合い、被害者の方々の救済が実現されることを願っております。

なお、当該団体は日本宗教連盟の加盟団体ではないものの、当連盟としては今回の問題を受けて、より一層、適正な宗教法人運営と宗教の本質的な役割の重要性を再確認し、公益法人として不適正な事案を発生させることのないよう、引き続き加盟団体とともに、常に自戒し、襟を正してまいります。

東京高等裁判所による「世界平和統一家庭連合」の解散命令に対する特別抗告棄却の決定について

令和八（二〇二六）年七月三日
公益財団法人 日本宗教連盟

二〇二六年三月四日、東京高等裁判所は「世界平和統一家庭連合（旧統一協会）」に対し、宗

教法人法に基づく解散命令を発しました。これに対して教団側は特別抗告を行いましたが、最高裁判所は同年六月二十二日にこれを棄却し、解散命令が確定いたしました。

今回の最高裁決定においては、解散命令が宗教団体である抗告人やその信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を十分に考慮した上で、抗告人の行為に対処するために必要かつやむを得ない措置であることが示されました。

当連盟は、二〇二五（令和七）年三月二十五日付および二〇二三（令和五）年の見解、さらに二〇二二（令和四）年九月一日付の理事長談話において繰り返し述べてきた通り、宗教法人は公益法人の一つとして社会に認知される存在であり、適正な管理運営、説明責任、情報開示、そして法令遵守が強く求められています。

今回の最高裁決定は、司法において「悪質性」「組織性」「継続性」などの要件により反社会的一面を持つと判断されてきた団体が、宗教法人法第八十一条第一項に定める解散事由に該当し、公益法人としての保護を継続することはできないとの判断であることを再確認いたします。

宗教法人制度が設けられ、法人格が認められてきた背景には、宗教法人に対する社会の期待と信頼があります。このたびの決定は、その信頼の重さを改めて示すものだと受け止めております。宗教団体としての本来の活動を逸脱し、公共の福祉に反すると客観的に判断された宗教法人が、現行の民事手続において財務の透明化を図り、被害者救済に応じていくことは重大な社会的責務です。今後、当該団体が清算手続等を通じて誠実に被害者の方々に向き合い、救済が実現されることを強く願うものです。

当連盟は今回の問題を受け、より一層、適正な宗教法人運営と宗教の本質的役割の重要性を再確認いたします。そして、公益法人として不適正な事案を発生させることのないよう、加盟団体とともに襟を正し、誠実に歩んでいく所存です。

令和七（二〇二五）年一月～令和八年六月　活動報告

令和七年一月四日　理事、委員長が石川県鳳珠郡穴水町を視察、真如苑能登支部主催「能登半島地震一周忌忌日法会」に参列

一月九日　宗教者災害支援連絡会（宗援連）主催シンポジウム「能登半島地震から一年―被災者の苦難と宗教者の支援を振り返る―」に理事他関係者が出席

一月十日　教派神道連合会新年会に役員等が出席

一月二十八日　文化庁主催・不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）に委員長が出席（於　文化庁庁舎）

一月二十九日　全日本仏教会新年懇親会に理事が出席祝辞（於　ウエスティン都ホテル京都）

一月三十日　法務省主唱第七十五回「社会を明るくする運動」中央推進委員会会議に事務局出席

二月十五日　令和六年度『日宗連通信』を発行

二月二十六日　自由民主党・社会教育宗教関係団体委員長と理事長が面談し、災害時支援のあり方について意見交換

三月六日　みなし決議による評議員会で補欠の理事の選任

三月十三日　令和六年度第三回理事会開催（明照会館及びオンライン会議併用）

四月一日　宗援連主催シンポジウム「阪神・淡路大震災から三十年―宗教者の支援活動を振り返る―」で理事長及び幹事が講演（友心院アネックス及びオンライン併用）

四月二十七日　カトリック教皇フランシスコ追悼ミサに顧問、理事長、理事、評議員等が参列（東京カテドラル聖マリア大聖堂）

五月十三日　顧問、理事長、理事等が首相官邸で石破茂内閣総理大臣と面談、及び、坂井学内閣府特命担当大臣と衆議院議員会館で面談し、宗教界で進める防災減災の取り組みについて意見交換

五月十四日　第四十二回庭野平和賞贈呈式に理事長が出席祝辞（於　国際文化会館）

五月十六日　令和六年度の監査実施（於　明照会館）

五月二十六日　厚生労働省主催・千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式に事務局長が参列

五月二十八日　みなし決議による理事会開催

六月四日　日本行政書士会連合会と理事が意見交換（於　明照会館）

六月五日　教派神道連合会結成百三十年記念祭典・式典に理事長が参列祝辞（於　國學院大學常磐松ホール）

六月十三日　令和七年度定時評議員会を開催（明照会館及びオンライン会議併用）

六月二十日　駐日米国大使主催「米国独立記念日レセプション」に理事が出席（於　駐日米国大使公邸）

六月二十五日　令和七年度第二回理事会で令和七年度理事長（代表理事）に日谷照應・全日本仏教会理事長を選定（明照会館及びオンライン会議併用）／文化庁主催「令和七年度都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）」で理事が講義（オンライン）

七月四日　消費者庁による「不当寄附勧誘防止法の検討に向けたヒアリング」が行われ協賛五団体関係者が出席（於　明照会館）

七月二十二日　令和七年度第一回宗教文化振興等調査研究委員会・幹事会合同会議（於　明照会館及びオンライン会議併用）

七月二十五日　東京都宗教連盟主催「東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定（包括協定）の説明会」に理事他が出席（於　カトリック東京カテドラル関口教会）

八月四日　比叡山宗教サミット三十八周年「世界平和祈りの集い」に理事長、理事が参列（於　比叡山延暦寺）

八月五日　『別刷日宗連通信』を発行

八月十五日　政府主催・全国戦没者追悼式に理事長が参列献花（於　日本武道館）

八月二十八日　第五十九回教誨師中央研修会に

理事長が参列し宗教教誨事業功労者十二名に感謝状を贈呈並びに祝辞（於　法務省庁舎大会議室）

八月二十九日　宗教関係各紙と日本宗教連盟との懇談会（第四回）／文化論説懇談会並びに文教問題懇談会と日本宗教連盟理事会との懇談会（第四回）を開催（於　大本山増上寺）

九月六日　大阪府佛教会主催・全日本仏教会共催「第四十七回全日本仏教徒会議大阪大会」に理事が参列（於　ホテル日航大阪）

九月十八日　浄土真宗本願寺派主催・千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要に事務局が参列

九月二十一日　国際平和デー日本委員会主催・国際平和デーに全国で平和を祈る鐘打式に協力

十月十七日　千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会主催「秋季慰霊祭」に理事長が参列献花（於　千鳥ヶ淵戦没者墓苑）

十一月十八日　政府与党自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」に理事、委員、幹事が出席し要望提出（於　自由民主党本部）

十一月二十一日　第二回委員会・幹事会合同会議開催（明照会館及びオンライン会議併用）

十一月二十六日　世界連邦日本宗教委員会主催「第四十四回世界連邦平和促進全国宗教者・信仰者念法眞教大会」に理事長が出席祝辞（於　念法眞教総本山小倉山金剛寺）

十一月二十九日　宗援連主催「情報交換会」に理事長が出席発表（友心院アネックス及びオンライン）

十一月三十日　新日本宗教青年会連盟主催「第六十回青年平和式典（戦争犠牲者慰霊並びに平和祈願式典）」に事務局が参列

十二月三日　不活動宗教法人対策タスクフォースが文化庁と意見交換（於　文化庁庁舎）

令和八年一月七日　不活動宗教法人対策タスクフォースが文化庁と意見交換（於　文化庁庁舎）

一月九日　教派神道連合会賀詞交歓会で理事長が祝辞、役員等が出席。

一月十九日　第三回理事会開催（明照会館及びオンライン会議併用）

一月二十九日　全日本仏教会新年懇親会に評議員が出席祝辞（於　ウェスティン都ホテル京都）／法務省主唱・第七十五回社会を明るくする運動中央推進委員会に事務局が出席

二月十九日　「不活動宗教法人対策窓口ホームページ」特設サイト公開　→　十六頁

二月二十日　文化庁主催「令和七年度不活動宗教法人対策会議」で理事が講演（於　文化庁庁舎）

三月十七日　「東京高等裁判所において、東京地方裁判所による解散命令決定を維持する決定がなされたことについて」見解を公開

三月三十一日　里見達人顧問の本葬に理事、事務局長が参列

四月三日　理事、委員長、事務局長他が、衆議院議員、及び、参議院議員に「信仰文化及び宗教施設の災害対応等の要望書」を届けた（衆参両議員会館）

四月七日　文化庁主催「宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議（第一回）」に理事長他委員が出席

五月十二日　第四十三回庭野平和賞贈呈式に理事長が出席祝辞（於　国際文化会館）

五月十五日　令和七年度の監査実施（明照会館及びオンライン）

五月十八日　石川県宗教連盟主催「創立八十周年記念講演会」に理事長が参列祝辞（於　真宗大谷派金沢別院（東別院）本堂）

五月二十日　神社本庁主催「神社本庁設立八十周年記念大会」に理事が参列。

五月二十五日　厚生労働省主催・千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式に理事が参列

五月二十六・二十七日　全国教誨師連盟主催「第四十一回教誨師大会（鹿児島）」に理事長が参列祝辞（於　白山ホテル鹿児島）

五月二十八日　令和八年度第一回理事会開催（明照会館及びオンライン会議併用）

六月二十二日　日本宗教連盟創立八十周年記念式典を挙行（於　国立オリンピック記念青少年総合センター・国際交流棟レセプションホール）

六月二十五日　みなし決議による理事会で令和八年度理事長（代表理事）に上原榮正・日本キリスト教連合会委員長を選定

七月三日　「東京高等裁判所による「世界平和統一家庭連合」の解散命令に対する特別抗告棄却の決定について」見解を公開

○幹事会　令和七年二月二十七日、六月二十五日、七月二十二日、十一月二十一日、令和八年一月十四日、二月十八日、四月二十一日、五月二十八日、六月十日、七月二十四日

○文化庁と意見交換　令和八年一月十九日、七月六日

○文化庁・開催都府県主催「宗教法人実務研修会」九会場での講義　令和七年九月二日、九月十一日、十月九日、十月十六日、十月二十一日、十一月十二日、十一月十七日、十一月二十七日、十二月十一日

【令和七年度文化庁長官表彰】

令和七年十二月十七日、京都ブライトンホテルにおいて令和七年度文化庁長官表彰が執り行われ、我が国の宗教文化の振興に尽力し、宗務行政に多大な貢献をしている者として、日本宗教連盟の石井研士元理事（当日欠席）、村鳥邦夫元評議員（写真前列左から四人目）、里雄康意元理事（二列目右から一人目）の三名が受賞した。



特設サイトはじめました　不活動宗教法人対策窓口　https://fukatsudou.org/

近年、一部の宗教法人が、その法人格を営利目的や脱税、マネー・ローンダリングなどに悪用されるという事例が報道されています。特に、不活動宗教法人がこうした不正利用の標的になっていることについて、宗教法人関係者や一般の皆様にも広く知っていただく必要があると考えています。

不活動宗教法人対策窓口特設サイトは　こちらから→



私達がつたえたいこと

日本宗教連盟が当サイトでお伝えする趣旨や意義とは？

日本宗教連盟がこのサイトを開設したのは、近年急増している不活動宗教法人への対策（相談）窓口を設け、増加への歯止めをかけるとともに、宗教法人制度の本来の目的と社会的意義を守り、宗教法人格の不正利用や悪用を防ぐためです。宗教法人の本質的な役割は、信教の自由を保障しつつ、安定的に宗教活動を行い、氏子や檀家、信者、信徒の精神的支柱として社会に公益をもたらすことにあります。しかし近年、一部でこの宗教法人格が営利目的や脱税、マネー・ローンダリングなどに悪用される事例が報道されています。特に、不活動宗教法人がこうした不正利用の標的になっていることについて、広く知っていただく必要があると考えています。

当サイトは、こうした不正利用、悪用の防止とともに、宗教法人の健全な運営を支援し、社会との信頼関係を構築することを目的としています。各宗教法人が自らの課題を直視するとともに、宗教法人が本来担うべき精神的支柱としての社会的役割を再確認する契機にしたいと考えております。さらに、関係者や一般市民に向けて正確な情報を提供し、宗教法人制度本来の理念に対する理解を深めることで、宗教法人格の不正利用や悪用を未然に防ぎ、社会と共に生きる宗教法人の実現を目指しています。

公益財団法人
日本宗教連盟

The Purpose and Significance